这本《草加市指南》用您的母语，为您介绍了有关日语以及日本的生活习惯、规定等内容。此书按内容分章，您可根据您的需要来选择阅读。在　市役所（市民课、国际问询角）可拿到此书。另外，您可以在各公共设施窗口，请工作人员帮您取来。
我们衷心祝愿大家能在草加安居乐业、生活得愉快。

ガイドブック草加は日本語や日本での暮らし方や決まりなどを、各国語で説明したものです。テーマごとに 1 シートとなっています。必要なシートを選んで使ってください。市役所（市民課、国際相談コーナー）、各サービスセンターにおいてあります。また、各公共施設窓口に頼んで取り寄せることもできます。草加が皆さんにとって住みよいまちとなるよう役立てて下さい。

「国際相談コーナー」
由志愿者为您提供信息和咨询。

国際相談コーナー

ボランティアスタッフが情報を提供したり、相談にのります。
電話.:922-0151　内線) 6121　922-2970 (直通)
ファックス：927-4955
E-mail：soka-kokusai@juno.ocn.ne.jp
月・水・金　午前 9 時～午後 5 時
市役所本庁舎 7 階
市役所 主栋 7 楼
（国際相談コーナーは草加市の事業補助により、市民の立場で「NPO Living in Japan」が運営しています。）

編制：草加市　　协助：草加市国际问询角
作成：草加市　　協力：草加市国際相談コーナー
（令和 8 年度改訂）

目录　項目一覧

A-1	入国时的手续	入国時の手続き
A-2	外国人的住民登录	住民登録
A-3	户籍制度	戸籍制度
A-4	印章登记	印鑑登録について
B-1-1	住房	住宅
B-1-2	搬家和街道会	引越しと町会
B-1-3	生活基本设施	生活インフラ
B-1-4	垃圾的处理	ごみの出し方
B-2-1	关于健康保险	健康保険について
B-2-2	关于护理保险制度	介護保険制度について
B-3	关于结婚	結婚するには
B-4-1	从妊娠到生产	妊娠から出産
B-4-2	孩子的健康	子供の健康
B-4-3	育儿	子育て
B-5-1	教育	教育
B-5-2	学习日语	日本語学習
B-6	日本的税金	日本の税金
B-7	在日本工作	日本で働く
B-8	国民年金和厚生年金	国民年金と厚生年金
B-9-1	驾驶证	運転免許
B-9-2	拥有汽车和摩托车	自動車・バイクを所有する
B-9-3	**骑自行车**	自転車にのる
B-10	兴趣爱好	楽しむ・学ぶ
B-11-1	紧急时应采取的措施	緊急のときの対応
B-11-2	防备自然灾害	自然災害に備えて
C-1	市内的文化运动设施	草加市内の文化・運動施設
C-2	咨询处	困ったときの相談窓口

草加市指南

B-9-3
骑自行车

自転車にのる

＊　このシリーズはやさしい日本語で書かれています。
＊　草加市にお住いの方の情報です。

Ｂ－９－３ 自行车的骑行

经常有骑自行车的人违反交通规则和发生交通事故。根据法律，如有多次发生骑车危险行为（ 16 项目）会被警察命令参加缴费的「自行车骑行者讲习班」。

＊讲习：3 小时６１５０日元　还有对于违反交通规则行为，有发出蓝色罚款单子的法律，这一法律从 2026 年 4 月开始实行。

请遵守交通规则，不要违反规则及避免事故。

对自行车设有防盗登录制度。一般可以在购买店办理手续。

１． 骑自行车时的注意事项

（１） １６项危险行为的概要

①无视信号
②在禁止通行的道路（ 场所） 骑车
③在**步行者**专用道路上妨碍行人
④在人行道**和**车道的右侧骑车
⑤在路边妨碍行人通行
⑥闯入铁路道口的遮挡栏杆
⑦妨碍左方车优先・妨碍优先道路行车等。
⑧右转时妨碍直行车、左转车等
⑨在环状交差点违反安全行进义务等
⑩不执行一时停车让行
⑪在人行道上妨碍行人等
⑫骑没有刹车或刹车不灵的自行车
⑬酒后骑车
⑭违反安全骑行义务
⑮骑行时使用手机等。
⑯妨碍他人驾驶（交通危险）

还有无论是骑自行车的人还是一同乘坐的人请力求佩戴安全帽。

B-９-３ 自転車にのる

自転車による違反や交通事故もよくあります。法律により、自転車の危険行為（16項目）を繰り返すと「自転車運転者講習」を有料で受講するように警察から命ぜられます。＊講習：3時間、6,150円　また、交通違反に対し、青切符が切られ反則金を払う法律が 2026年4 月から施行されています。
ルールを守って違反や事故のないように乗りましょう。

自転車には防犯登録制度があります。ほとんどの場合、購入した店で手続きできます。

１．自転車に乗る時の注意

（１）16 の危険行為の概要

①信号無視
②通行禁止道路（場所）の通行
③歩行者用道路での歩行者妨害
④歩道通行や車道の右側通行等
⑤路側帯での歩行者の通行妨害
⑥遮断踏み切りへの立ち入り
⑦左方車優先妨害・優先道路車妨害等
⑧右折時、直進車や左折車への通行妨害
⑨環状交差点安全進行義務違反等
⑩一時不停止
⑪歩道での歩行者妨害等
⑫制動装置不備の自転車の運転　ブレーキが無い、または効かない
⑬酒酔い運転
⑭安全運転義務違反
⑮携帯電話使用等
⑯妨害運転（交通の危険）

また、自転車を運転するすべての人、同乗する人も自転車用ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。

（2）违反交通规则的通告制度

发生违规行为的 16 岁以上的人要接受警察的处置，会领到写有违规内容的「蓝色票子」和在银行或邮局付款的「付款单」。接到单子的次日到 7 日内需缴纳违规金（最高 12000 日元）。一直不付的会被传唤到裁判所，有可能成为「罚款（前科记录）」的对象。

＊警察官在取缔违规时不会要求当场缴纳违规金。

成为蓝色票子对象的违规项目：（1）的 16 项目再加上

＊骑车载人（不满 6 岁的孩子可用幼儿座椅载）

＊两台并行骑行　　＊打伞骑行

＊戴耳机骑行　　＊无车灯（暗处要亮灯）

＊逆行（在道路的右侧骑行）和在步行道上通行

＊妨碍横过马路等全部共有 113 个项目

埼玉县警察主页

2．禁止乱停放自行车

（1）禁止停放区域　　市内的 4 个车站（谷塚、草加、独协大学前、新田）周围不能乱停放自行车和电单车（小摩托）。

（2）搬走乱停放的自行车　草加市役所会把乱停放的自行车和摩托车搬走。

（3）取回被搬走的车

①　取车地点　　放置自行车保管所（即乱停放自行车保管处）
草加站和独协大学前站之间的东武线高架下

（2）交通反則通告制度

反則行為をした 16歳以上の人が警察の取り締まりを受けると反則の内容が書かれた「青切符」と銀行や郵便局で納付する時に使う「納付書」が渡されます。受け取った日の次の日から 7 日以内に反則金（最高で 12,000円）を払います。ずっと払わないと裁判所に呼び出されたり、「罰金（前科がつく）」の対象になる可能性があります。

＊警察官が取り締まりの場で反則金を払うよう要求することはありません

青切符の対象となる違反項目：　（1）の 16項目に加え

・二人乗り（6歳未満の子どもは幼児用座席に乗せても良い）
・2台以上並んでの走行　　・傘をさしての走行
・イヤホンを付けての走行　　・無灯火（暗い所ではライトを点ける）
・逆走（道路の右側を走る）や歩道通行
・横断歩行者などへの妨害など全部で 113 項目あります

埼玉県警察 HP

2．自転車の放置禁止

（1）放置禁止区域　　市内 4 駅（谷塚・草加・獨協大学前・新田）周辺は自転車および原付バイクの放置禁止区域です。

（2）放置自転車の撤去　放置されている自転車や原付バイクは、草加市役所が撤去しています。

（3）撤去自転車の引渡し　撤去された自転車は、次の方法で所有者に引き渡しています。

①　引渡し場所　　放置自転車保管所
草加駅と獨協大学前駅の中間の高架下（西側）

②时间　　每周　星期二～星期五　　上午１０点～下午６点
　　每月第１、３星期六　　上午１０点～下午５点
　　每周　星期天　　上午１０点～下午５点

③搬运费用　　自行车　2,000 日元　　摩托车　3,000 日元

④需要的东西　身份证明书（驾驶证，在留卡等）
　　自行车的钥匙

⑤保管期间　　搬走后１个月内

３．　自行车停放处

（１）可长期租借的停车场

上班、上学经常骑车的人可利用以月出租的停车场。设在市内 4 个车站的高架下或车站附近。另外、也可利用每次用时交费的临时停车场。

（２）短时间的自行车停车场（市营）

草加车站附近设有方便群众出来购物的短时间的自行车停车场。如果停车超过 48 小时的话就会被撤走。

草加站 东口 短时间自行车停车场（停车架方式）
地点：　东口站前　（アコス附近）
费用：　2 小时免费，然后每 2 小时 100 日元（125cc 以下的小摩托 200 日元）

（３）其他的停车处

在公共设施或大型商店的附近也有自行车停放处。它是为利用该设施的人服务的。如果其他的人停放车的话可能被搬走。

②引渡し日　　毎週火～金曜日　10:00am～6:00pm
　　第１・第３土曜日　10:00am～5:00pm
　　毎週日曜日　10:00am～5:00pm

③撤去費用　　撤去費用として支払います。
　　自転車2,000円、原付バイク 3,000円

④必要な物　　身分証明書（免許証、在留カードなど）
　　自転車の鍵

⑤保管期間　　撤去日から１か月

３．駐輪場

（１）長期間契約できる駐輪場

通勤や通学のために定期的に自転車を使う人のために、長い期間（1 か月ごとに更新）契約できる駐輪場があります。市内 4 駅の高架下や駅周辺などにあります。また使用するたびに料金を支払う「一時駐輪場」としても利用できます。

（２）短時間駐輪場（市営）

草加駅周辺の買い物などに利用できる市営の短時間駐輪場があります。48時間を超えて駐輪している場合は、撤去されることがあります。

草加駅 東口 短時間駐輪場（ラック式）
場所：草加駅 東口駅前（アコス周辺）
料金：２時間無料、その後２時間ごとに 100円（125ｃｃ以下の原付ババイクは 200円）

（３）その他の駐輪場

公共施設や大型商店の周辺にも駐輪場があります。その施設や店舗を利用する人のための駐輪場なので、目的以外に利用した場合、自転車が撤去されることがあります。

４． 加入“铃铃草加”（自行车保险）

埼玉县要求有自行车的人有义务加入自行车保险。草加市提供名为“铃铃草加”的交通事故赔偿型保险。此保险支付给遇到交通事故死亡或者受伤需要治疗的人的住院费手术费等,并且还有因自行车车祸加害他人时的赔偿费。另外,在日本国内外的日常生活受伤等也是赔保的对象。

（１）加入资格　　草加市民、在市内工作和上学的人。

（２）会费　　本人　　2000 日元
*从 4 月到第二年的 4 月 1 日
家庭成员　　每人 1000
*本人加入后可加入

（３）加入时期　　随时
*加入时期不同，支付开始日、保险费也不同。

（４）申请　　填写申请书后,到邮局、邮银交保险费。
*要汇款手续费

＊从 2 月到 3 月中旬在市役所内设有特设窗口，可办理更新和加入申请

《咨询处》

经营代理店（株）ウィック保険サービス　電話　048-720-8277

承担保险公司 AIG 损害保险　埼玉支店　电话　048-641-4050

代理店　ウィック保険サービス电话　0120-305-668

《咨询处》　交通对策课　交通安全　电话　048-922-1641

４．「入って安心！RinRin そうか」（自転車損害保険）

埼玉県では自転車損害保険への加入が義務になりました。草加では「RinRin そうか」という交通事故補償型の傷害保険があります。交通事故によるけがや入院の補償だけでなく、自転車事故で加害者になった場合の損害賠償もついています。また、日常生活での国内外でのけがや賠償も対象になります。

（１）加入資格　　草加市民、草加市に在勤、在学の人

（２）会費　　本人用プラン　2,000円
＊4月から翌年４月1日までの一年間で
家族用プラン　一人につき、1,000 円
＊本人プランに加入した人に加えて加入

（３）加入時期　　いつからでも加入できます。
＊加入時期により補償開始日、保険金額が変わります

（４）申し込み　　加入依頼書に必要事項を記入し、郵便局・ゆうちょ銀行で保険料を払込みます。＊払込手数料が必要

＊2月から 3月中旬までは市役所内に特設窓口が設置され、更新や加入申し込みができます

《問い合わせ先》
取扱代理店（株）ウィック保険サービス　電話　048-720-8277
引受保険会社　ＡＩＧ損害保険　さいたま支店　電話　048-641-4050

《問い合わせ先》交通対策課　交通安全係　電話　048-922-1641